平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災に係る 災害義援金の取扱いについて(12月29日現在) 一新潟県糸魚川市における災害義援金一

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市における大規模火災により、 同市において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上 げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、 下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い 申し上げます。

記

1. 送付先および取扱期間

新潟県糸魚川市 平成28年12月29日(木)~平成29年 3月31日(金)

2. 振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。また、振込依頼書には送付先を「○○県○○市(町または村)(災害義援金)」とご記入ください。

寄付先	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号	口座名義人
新潟県 糸魚川市	上越信用金庫 糸魚川支店	019	普通	0092745	糸魚川市災害義援金 糸魚川市会計管理者 岩﨑 良之
	新井信用金庫 糸魚川支店	005	普通	0089791	

3. 振込手数料

無料 (窓口の場合)

≪所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ≫

地方公共団体が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。お申し出のありました方には、地方公共団体から後日、直接受領証が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上